

公安委員会
説明資料No. 1

犯罪被害者等給付金の裁定（栃木県）に対する
審査請求事案の審理状況及び裁決について

平成25年2月14日
給与厚生課

(略)

1 意見募集の趣旨

道路交通法の一部を改正する法律案を策定するに当たり、「道路交通法改正試案」を一般に公表し、意見を募集するもの。

2 期間

平成25年2月15日（金）から平成25年2月28日（木）までの期間

3 道路交通法改正試案の主な内容（別添資料参照）

(1) 一定の病気等に係る運転者対策

ア 免許の拒否事由等とされている一定の病気等に該当する者を的確に把握するための規定の整備

(ア) 免許を受けようとする者等に対する病気の症状に関する公安委員会の質問制度及び虚偽回答に対する罰則整備

(イ) 一定の病気等に該当する者を診断した医師による任意の届出制度

(ウ) 一定の病気等に該当する者であると疑う理由があるときの免許の効力の暫定的停止制度

イ 一定の病気に該当する者であることを理由に免許を取り消された場合における当該免許の取消しを受けた者の免許再取得に関する負担を軽減するための規定の整備

(ア) 一定の病気を理由に免許を取り消された場合における免許再取得時の試験の一部免除

(イ) 一定の病気を理由に免許を取り消された場合に再取得した免許が継続していたものとみなす規定の整備

(2) 悪質・危険運転者対策

ア 無免許運転、その下命・容認及び免許証の不正取得の罰則の引上げ

イ 無免許運転^{ほう}幫助行為（自動車等の提供行為及び同乗行為）の禁止及び罰則規定の整備

ウ 取消処分者講習の受講対象の拡大

(3) 自転車利用者対策

ア 自転車の危険な運転を防止するための講習に関する規定の整備

イ 自転車の制動装置に係る検査及び応急措置命令等の規定の整備

ウ 自転車の通行方法に関する規定整備

(4) その他

ア 環状交差点（仮称）の交通方法に関する規定の整備

イ 放置違反金の収納事務の私人への委託

4 地方自治法第263条の3第5項の規定に基づく通知

上記改正試案を全国知事会等に通知する。

公安委員会
説明資料No. 3

警察庁長官に対する開示請求の決定
について(行政機関情報公開法関係)

平成25年2月14日
総務課

(略)

1 概要

(1) 生活経済事犯の現状

- 生活経済事犯のうち、利殖勧誘事犯（※1）及び特定商取引等事犯（※2）は被害が減少しているものの、被害者中、高齢者の割合が非常に高い。
 ※1 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律、金融商品取引法、無限連鎖講の防止に関する法律等の違反に係る事犯。
 ※2 訪問販売等の特定商取引を規制する特定商取引に関する法律違反及び特定商取引に関連する詐欺、恐喝等に係る事犯。
- ヤミ金融事犯（※3）の被害も減少しているが、いまだ暴力団の資金源の一部になっている状況がうかがわれ、被害が再び増加に転ずる懸念がある。
 ※3 出資法違反（高金利等）及び貸金業法違反並びに貸金業に関連した詐欺、恐喝、暴行等に係る事犯。
- 生活経済事犯では、預貯金口座（以下「口座」という。）のほか、バーチャルオフィス及びレンタルオフィス（以下「バーチャルオフィス」という。）、携帯電話等に係るサービスが悪用されている。

1 頁

(2) 生活経済事犯被疑者の検挙

- 平成 24 年中の検挙事件数は 9,773 事件、検挙人員は 12,380 人で、全体としてやや減少傾向。

2 頁

(3) 生活経済事犯利用口座の凍結

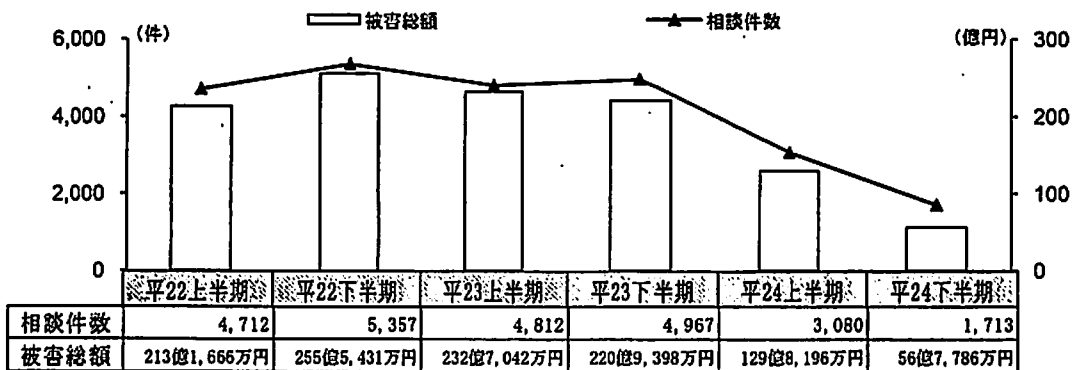
- 生活経済事犯利用口座として、平成 24 年中に金融機関に凍結を求めた件数は、29,684 件（+5,149 件、+21.0%）と、前年比で増加。

2 頁

2 利殖勧誘事犯

(1) 被害の現状

【利殖勧誘事犯の既遂被害に係る全国の消費生活センターへの相談件数】



3 頁

- 全国の消費生活センターへの相談件数は、前年比で大幅に減少。
- 相談件数中、契約当事者が 65 歳以上の割合は 71.5% で、上昇傾向。

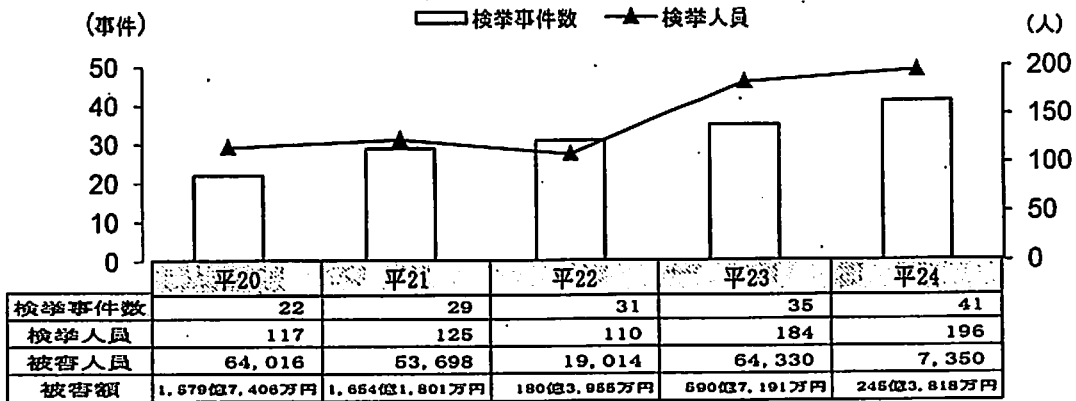
(2) 対策の状況

ア 検挙状況

- 検挙事件数は 41 事件（+6 事件、+17.1%）、検挙人員は 196 人（+12 人、+6.5%）と前年比で増加。被害人員は 7,350 人（-56,980 人、-88.6%）、被害額は約 245 億 3,818 万円（-約 345 億 3,373 万円、-58.5%）と減少。1 事件当たりの平均被害人員 179 人（-1,659 人、-90.2%）及び平均被害額 5 億 9,849 万円（-10 億 8,928 万円、-64.5%）も減少。

4 頁

【利殖勧誘事犯の検挙状況の推移】

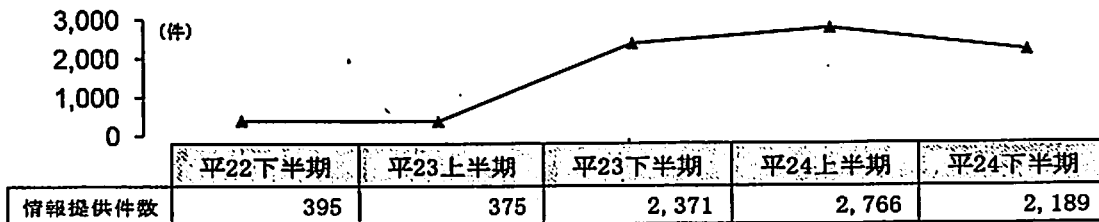


イ 犯行助長サービス対策

(ア) 利殖勧誘事犯利用口座の凍結

- 金融機関に凍結を求めた件数は4,955件(+2,209件、+80.4%)、口座数は3,929口座(+1,754口座、+80.6%)と前年比で増加。うち法人名義口座数は2,666口座(67.9%)と多数を占める。

【利殖勧誘事犯利用口座につき金融機関に凍結を求めた件数の推移】



(イ) 金融機関による法人名義口座開設時審査の厳格化及び利殖勧誘事犯利用凍結口座名義法人情報の提供

- 利殖勧誘事犯利用口座の大多数が法人名義口座であるため、警察庁からの要請により、ゆうちょ銀行、全国銀行協会等において法人名義口座開設時審査が厳格化された。
- ゆうちょ銀行、全国銀行協会、全国信用金庫協会及び商工組合中央金庫に対し利殖勧誘事犯利用凍結法人名義口座リストを提供。

(ウ) パーチャルオフィスサービス等の悪用実態の把握

- 警察安全相談等で認知した利殖勧誘事犯を行っている業者(以下「業者」という。)(50業者)と所在地、電話番号等が同一であり、かつ、利用契約が確認できたパーチャルオフィス47店舗を選定し、利用契約実態を確認した。
- 業者に利用されている店舗の70.2%は都内中心部(港区、中央区、新宿区及び千代田区)に所在。
 - 契約時に本人確認をしていない店舗は8.5%、法人自体の本人確認をしていない店舗は40.5%。
 - 犯罪利用の可能性を認識していた店舗は48.9%、うち警察に届け出た店舗は30.4%。
 - 「犯罪利用解約規定」を整備していない店舗は12.8%。
 - 業者のうち、パーチャルオフィスを本店所在場所として商業登記していたものは62.0%、うち当該パーチャルオフィスを本店所在場所として口座を開業していることが確認できたものは87.1%。
- 以上のことから、業者は、契約時本人確認等犯罪悪用防止措置が不十分であるパーチャルオフィス事業者と契約を結ぶことによって、被害者や金

融機関を信用させるため都心の一等地に事務所があるように装い、さらに同所を本店所在場所として商業登記した上で口座を開設しており、バーチャルオフィス、商業登記及び口座に係るサービスを複合的に悪用していることが判明した。

ウ その他の対策

行政機関等に寄せられた犯罪被害相談情報の警察への提供

6頁

- 行政機関等に寄せられた利殖勧誘事犯被害に係る相談情報を相談者の同意を得て警察に提供する枠組みを活用。

(3) 課題と今後の取組

7頁

- 被害情報の能動的収集と迅速な被疑者検挙
- 金融機関に対する迅速な口座凍結要請及び凍結口座名義法人情報の提供
- バーチャルオフィス事業者等に対する利用契約の解除、本人確認の徹底等の要請
- 悪質なバーチャルオフィス事業者の取締り
- バーチャルオフィスの悪用実態の継続的な把握

3 利殖勧誘事犯以外の主な生活経済事犯

10頁

(1) 特定商取引等事犯

- 被害は減少傾向だが、高齢者の割合も高く、重点的取締りを継続。

(2) ヤミ金融事犯

ア 被害の状況

14頁

- 全国の消費生活センターへの相談件数、事件検挙ともに減少。事件も小型化傾向。

イ 犯行助長サービス対策

(ア) 対策の状況

16頁

- 携帯電話契約者確認の求め件数は5,069件(+1,386件、+37.6%)。レンタル携帯電話の解約要請件数は2,763件(+296件、+12.0%)。

(イ) 悪用されたレンタル携帯電話の契約実態の把握

16頁

平成24年中にヤミ金融事犯に悪用され、都道府県警察が解約要請を行ったレンタル携帯電話2,763台のうち、追跡調査が可能な91台を選定し、契約実態を調査した。

- レンタル携帯電話事業者が保管していた本人確認資料の写しに偽変造があったものは42.9%。
- 携帯電話端末の受け渡し方法が手交であったもの63台のうち、契約・手交場所が路上等店舗でなかったものは41.3%。
- 契約・手交場所が店頭であったもの15台のうち、本人確認をしなかったものは33.3%。

以上のことから、レンタル携帯電話の契約実態に関しては、必ずしも契約時本人確認等犯罪悪用防止措置を十分に行っていないレンタル携帯電話事業者が存在することが判明した。

ウ 課題と今後の取組

17頁

- 携帯電話サービスの悪用防止に向けた関係事業者等との協議
- レンタル携帯電話サービスの提供停止を念頭に置いた捜査
- 悪用された携帯電話の契約実態の継続的な把握・分析

(3) 保健衛生事犯

21頁

- 事件検挙の状況は、前年比でほぼ横ばい。
- 国内のプロバイダー及び仕出国当局に無承認医薬品のネット広告削除の要

請を継続。

(4) 知的財産権侵害事犯

- 事件検挙の状況は、増加傾向。
- 国内のプロバイダー及び仕出国当局に偽ブランド品のネット広告削除の要請を継続。

(5) その他

- 医師に成り済まして医行為を行う医師法違反（3事件）や一級建築士に成り済まして業務を行う建築士法違反（3事件）等、無資格で業務を行う事犯が目立った。

4 総括

生活経済事犯のうち重点的に取締りを行ってきた利殖勧誘事犯の被害は、早期の口座凍結及び事件化により、大幅に減少。特定商取引等事犯及びヤミ金融事犯についても、同様に、被害は減少している。しかし、これら生活経済事犯では、口座、携帯電話、バーチャルオフィス等に係るサービスが悪用されていることから、今後、早期事件化のほか、犯罪の予防及び被害拡大防止を図るため、これら犯行助長サービスの提供停止に向けた対策を講じていく必要がある。

1 改正犯罪収益移転防止法全面施行に向けた取組 (4頁～)

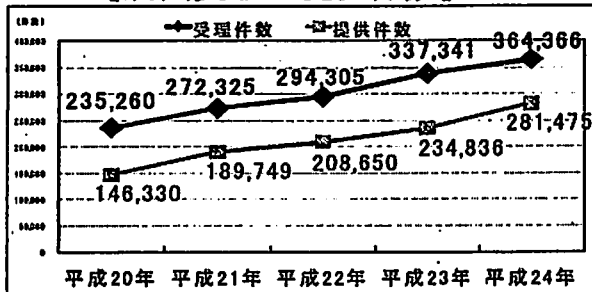
- 平成25年4月1日の改正法全面施行に向けて、施行令、施行規則等下位法令を整備 (平成24年3月26日公布) するとともに、広報啓発活動を推進

2 特定事業者に向けた取組 (24頁～)

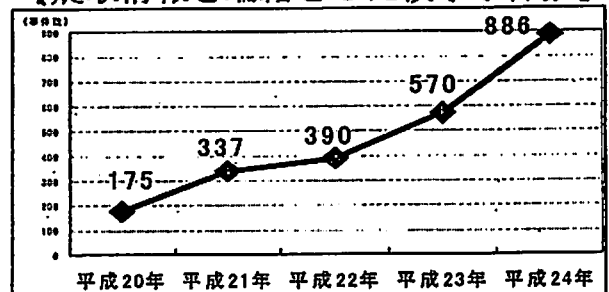
- 関係機関と連携した研修会の開催
- 行政書士に関する意見陳述の実施 (法施行後初)
- 郵便物受取サービス業者に係る是正命令違反の検挙 (法施行後初)

3 疑わしい取引の届出の活用状況 (31頁～、34頁～)

【届出受理・提供件数】

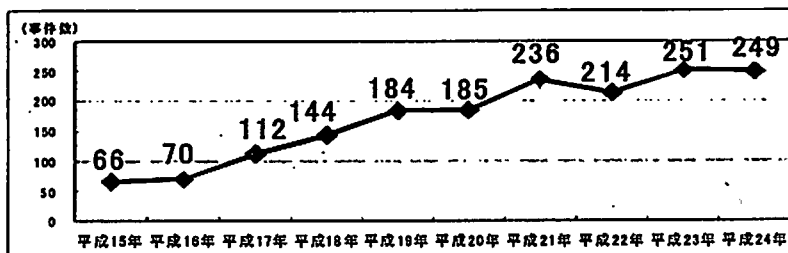


【疑取情報を端緒とした検挙事件数】



- 受理・提供件数とも毎年増加
- 銀行等による届出が最多(約33万件)
- 検挙事件数も毎年増加
- 疑取情報の活用件数は約19万件

4 マネー・ローンダリング事犯の検挙状況 (40頁～)



- 過去最高であった前年と同等
- 組織的犯罪処罰法の適用238件、麻薬特例法の適用11件

5 外国F I Uとの情報交換枠組みの設定状況 (61頁～)

平成24年中の設定国・地域

モンテネグロ、オランダ、ドイツ、ケイマン諸島、チエコ
モンゴル、アルバ、コロンビア、レバノン、スウェーデン
ペルー、アルメニア(合計12か国・地域)

- 平成24年末までに、合計46か国・地域との間で設定済み

6 今後の取組

- 改正犯罪収益移転防止法の効果的な運用
- 疑わしい取引の届出情報の精緻化、分析能力向上・積極的活用促進
- マネー・ローンダリング事犯の検挙と犯罪収益の剥奪強化
- F A T Fによる新勧告等への適切な対応

<p>公安委員会 説明資料No. 6</p>	<p>遠隔操作ウイルス「iesys.exe」を使用した威力業務妨害事件被疑者の逮捕について (警視庁・神奈川県警察・三重県警察・大阪府警察)</p>	<p>平成25年2月14日 捜査第一課 情報技術犯罪対策課 情報技術解析課</p>
<p>1 被疑者 住居 東京都江東区 職業 30歳</p> <p>2 逮捕関係 逮捕日時：平成25年2月10日（日）午前8時32分 逮捕罪名：威力業務妨害（刑法第234条） 逮捕種別：通常逮捕</p> <p>3 事案の概要 被疑者は、東京都内において平成24年8月10日から同年8月12日まで開催された「コミックマーケット82」のイベントを妨害しようとして、平成24年8月9日午前10時40分ころ、遠隔操作ウイルス「iesys.exe」に感染した愛知県内に所在する会社のパーソナルコンピュータを遠隔操作して、インターネット掲示板内に「コミケでマジで大量殺人する」「ナイフで無差別に刺す」などと書き込みをし、警戒警備を余儀なくさせるなどし、もって威力を用いてイベント主催者の業務を妨害したものの。</p> <p>4 捜査の経過 (1) 平成24年6月29日から同年9月10日にかけて、一連の犯行予告事件が発生し、4都府県警察において、4人の男性を逮捕した。 (2) 平成24年10月9日及び10日、真犯人を名乗る者から弁護士等に犯行声明メールが送信され、4都府県警察は、上記事件を被逮捕者以外の者による一連の犯行とみて、平成24年10月19日、合同捜査本部を設置した。 (3) 平成25年1月5日、真犯人と思われる者から弁護士等にパズルが添付されたメールが送信され、パズルを解くと江の島の猫に記録媒体を取り付けた旨のメッセージ等が認められた。江の島において当該猫を発見し、記録媒体を回収解析するとともに、江の島の防犯カメラの分析結果等から、被疑者が1月3日に猫に記録媒体を取り付けた事実が判明した。 (4) その他各種捜査からも被疑者が本件犯行を敢行したことが窺われる客観的な証拠が収集されたことなどから、被疑者を通常逮捕した。</p>		

1 交通事故発生状況

- 発生件数 66万5,138件 (前比-2万6,918件、-3.9%、10年間の平均増減率-3.1%)
- 死者数 4,411人 (同 - 252人、-5.4%、同-5.3%)
- 負傷者数 82万5,396人 (同 -2万9,214人、-3.4%、同-3.1%)
- ※ 死者数は12年連続で減少となり、発生件数及び負傷者数も8年連続で減少した。

1 頁

2 交通死亡事故の主な特徴

- (1) 10万人当たり死者数は高齢者が最も多く、全年齢の2.2倍。
 高齢者 2,264人 (前比 -27人、-1.2%、10年間の平均増減率-3.3%)
 構成率51.3%

8 頁

高齢者 (10万人当たり) 7.61人 (同-0.22人、-2.9%、同-6.0%)
 全年齢 (同) 3.45人 (同-0.19人、-5.2%、同-6.1%)

- (2) 状態別では、全ての状態で減少するも、歩行中死者が5年連続最多。

9 頁
13 頁

歩行中 1,634人 (前比-68人、-4.0%、10年間の平均増減率 -3.6%)
 自動車乗車中 1,417人 (同 -48人、-3.3%、同 -8.8%)

- (3) シートベルト着用率は、運転席、助手席は高いが、後部座席は低く、平成21年から横ばい。

10 頁

着用者率 93.8% (前比 +0.2ポイント、平成14年の1.08倍)
 運転席 98.2% (同 +0.1ポイント、同 1.04倍)
 助手席 96.7% (同 +0.4ポイント、同 1.08倍)
 後部座席 60.8% (同 +0.6ポイント、同 1.78倍)

- (4) 飲酒運転による死亡事故は、12年連続で減少し過去最低。ただし、最近は減少率が低減。

28 頁

飲酒運転による死亡事故 256件 (前比-14件、-5.2%、10年間の平均増減率-13.2%)

- (5) 高速道路の死者数、死亡事故件数のいずれも3年連続増加。
 車両相互の死亡事故が最多。近年は人対車両が増加。

37 頁
42 頁

死者数 225人 (前比+9人、+4.2%、10年間の平均増減率 -5.2%)
 死亡事故件数 196件 (同 +6件、+3.2%、同 -5.1%)
 うち車両相互 88件 (同 +2件、+2.3%、同 -4.8%)
 うち人対車両 22件 (同 -2件、-8.3%、同 +6.7%)

3 道路交通法違反取締り状況

36 頁

取締り総件数 1,124万4,568件 (前比 -28万5,562件、-2.5%)
 うち重点違反 429万1,182件 (同 +4万6,923件、+1.1%)
 点数告知 193万1,176件 (同 -13万6,845件、-6.6%)
 駐車違反 185万5,779件 (同 -13万1,840件、-6.6%)

注1：重点違反とは、無免許、飲酒、速度、交差点関連違反(信号無視、歩行者妨害、一時不停止)をいう。

注2：点数告知とは、シートベルト、ヘルメット、チャイルドシートの取締りをいう。

注3：駐車違反には、駐停車違反に係る告知・送致件数及び放置違反金納付命令件数を計上している。

4 今後の課題

- 高齢者に対する交通安全教育の推進
- 歩行者の安全を確保する対策の推進
- シートベルト着用の徹底
- 飲酒運転根絶に向けた規範意識の確立と取締りの徹底
- 高速道路における事故防止対策の推進

※ 平成23年以前の数値については、修正済み。

1 北朝鮮の動向

- 2月12日、北朝鮮は、核実験を実施。我が国においても、気象庁が、自然地震ではない可能性のある地震波を探知（発生時刻は午前11時57分）。
- 北朝鮮はその後、メディアを通じて、「北部地下核実験場で第3回核実験を成功裏に行った」旨を発表。
※ 北朝鮮は、①平成18年10月9日、②平成21年5月25日にも核実験を実施している。

2 政府の対応

- 内閣危機管理監を長とする官邸対策室を設置（午後0時11分）。
 - 安全保障会議を開催（午後0時47分）。
 - 放射能対策連絡会議を開催（午後2時30分）。
 - 内閣総理大臣声明を發出。
 - ・ 核実験を強行した北朝鮮に対して嚴重に抗議、非難。
 - ・ 拉致、核、ミサイルといった諸懸案の包括的解決に向け具体的な行動をとるよう、北朝鮮に強く要求。
 - ・ 政府として、
 - ① 本件に関する情報収集・分析に万全を期すこと
 - ② 不測の事態に備え、国民の安全の確保等に万全を期すこと
 - ③ 国連安保理が然るべく対応をとることを含め、関係国や国際社会との連携をさらに進めること
 - ④ 我が国がとる更なる対北朝鮮措置として、北朝鮮を渡航先とした再入国禁止措置の対象を拡大すること
- 等の対応をとることを表明。

3 警察の対応

- 警備局長を長とする警察庁対策本部を設置。
- 都道府県警察に対し、①重要施設等の警戒警備の徹底、②情報収集活動の強化を指示。
- 放射能対策連絡会議における申合せを受け、本事案に関連する国民等からの問合せへの対応につき、都道府県警察に対して連絡。

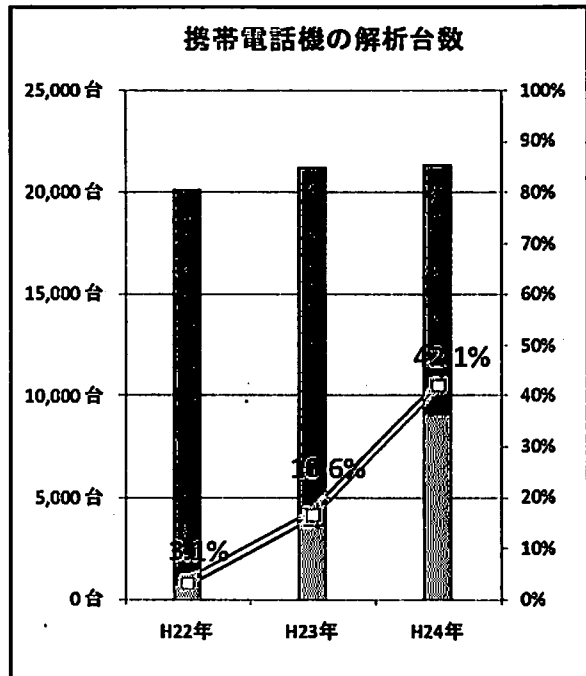
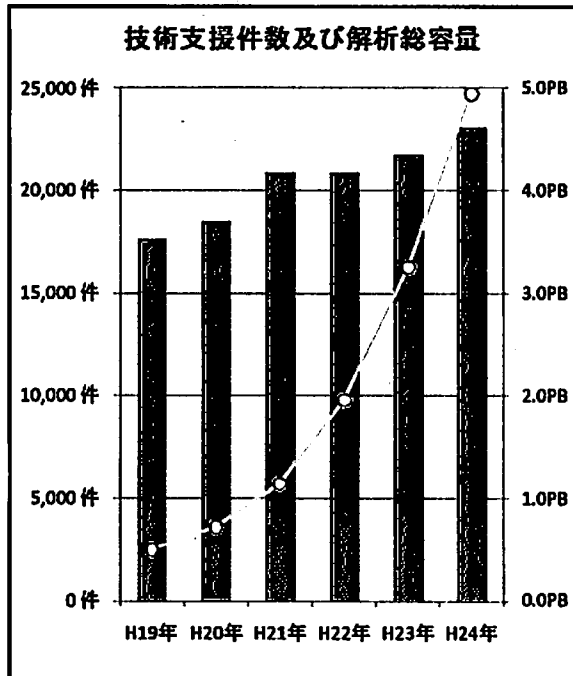
1 技術支援の実施結果^{※1}

- 技術支援件数^{※2}は23,088件で過去最高(前年比、約6%増)
- 電磁的記録の解析総容量は4.9ペタバイト^{※3}で過去最大(前年比、約52%増)
- 携帯電話機の総数は21,402台(うち従来型12,400台、スマートフォン9,002台)

※1：都道府県(方面)情報技術解析課において実施したもの

※2：解析要請(鑑定囑託含む)及び派遣要請の件数

※3：1ペタバイト(PB)は、1ギガバイト(GB)の100万倍



■ 年間の技術支援件数 ○ 解析総容量 ■ 従来型台数 ■ スマートフォン台数
□ 携帯電話機総数に占めるスマートフォンの割合

2 スマートフォン解析上の課題と対応

(1) 課題

- ① 端末の大容量化により、解析に要する時間が急増
- ② 海外メーカー製に対する解析手段の確保が必要
- ③ 高度かつ専門的な技術が求められるほか、搭載アプリの多様化等により解析の困難化(都道府県警察から難度の高い解析要請が増大)

(2) 対応

- 本年度、補正予算により最新式解析用資機材を整備予定(①、③)
- 警察情報通信研究センター等が開発した解析ツールの配付(①、②)
- 民間委託訓練の成果を活かした管区訓練等による職員能力の向上(③)
- 来年度、課題に対応するための調査研究を実施予定(①、②、③)